

都留市デマンドタクシー運行等業務 仕様書

本仕様書は、「都留市デマンドタクシー運行等業務」について必要な事項を定めたものである。

（業務の名称）

第 1 条 業務の名称は、「都留市デマンドタクシー運行等業務」という。

（業務の目的）

第 2 条 業務の目的は、令和 6 年 3 月に策定した「都留市地域公共交通計画」に基づき、持続可能かつ市民ニーズに合った公共交通網への見直しを行い、交通空白地帯を解消するためにデマンドタクシーの見直し（アップデート）を行うものとする。

（遵守法令等）

第 3 条 本業務を実施するにあたり、本仕様のほか次の法令等を遵守するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 12 条及び第 17 条に規定する軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業を定める省令
- (6) 道路運送法
- (7) 個人情報保護に関する法律
- (8) 都留市財務規則
- (9) その他関係法令等

（履行期間）

第 4 条 履行期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、運行開始は令和 7 年 11 月(上旬を予定)からとする。なお、運行前に運行に向けた協議・打合せやドライバーへのシステム研修については、市において実施するものとする。

（業務内容）

第 5 条 業務内容は、次の各項のとおりとし、令和 7 年度中にプレ運行を行うものとする。

1 デマンドタクシーのアップデートについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 既存デマントタクシー路線（東桂線、禾生・盛里線）のルート見直し

(2) 新規路線（三吉線、開地線、宝線）の既存バス路線との入れ替え及びルート見直し

2 運行業務

(1) 令和7年度プレ運行

ア 運行業務の詳細については、別添の「都留市予約型乗合タクシー（路線名） プレ運行業務 仕様書」のとおりとする。

イ 運行エリアは、東桂線、禾生・盛里線、三吉線、開地線及び宝線とし、詳細は別添の「予約型乗合タクシー つるーと（路線名）（時刻表）」のとおりとする。

ウ 停留所は、別紙2「停留所一覧」のとおりとする。ただし、随時増減する場合がある。

エ 運行形態は、予約が入った時にのみ運行し、1日6便（3往復）とする。

オ 運行日は、毎週月曜日から日曜までとする。ただし、令和7年12月27日から令和8年1月4日は、運休するものとする。

カ 利用者料金は、都留市地域公共交通会議が設置する「運賃協議会における協議により定めることとし、受託者はその協議に加わること。

キ 運行車両は、受託者で用意するものとし、5人乗り以上の車両を1路線あたり1台用意するものとし、車種は問わないものとする。ただし、三吉線については、芭蕉月待ちの湯の利用者や登山客におけるまとまった利用が想定されるため、1台で対応が難しい場合は、待機車両などを活用し、2台で運行を行うこと。ただし、配車の関係で対応が難しい場合は利用者へその旨の説明を行い、代替案を示すこと。

なお、車両の故障及び点検などで運行車両が使用できない場合を想定し、予備車両を用意し、トラブル発生時においても運行を確実に継続できる体制を整備すること。

ク コールセンターは、受託者において設置するものとし、予約の受付は、1週間前から各便最初の停留所出発時刻の30分前まで受付が可能なものとする。ただし、第1便については、前日の17時までの予約受付とする。

ケ 運行経費は、都留市予約型乗合タクシー運行事業補助金交付要綱（平成24年3月30日告示第23号）の規定に基づき、補助対象期間における運行経費から事業収入（国庫補助金を含む）を差し引いた額とし、予算の範囲内において、補助対象経費を交付するものとする。

なお、デマンドタクシーは、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」の対象となるため、上記の運行経費の計算については、従来どおり同補助金におけるブロック単価（区域型運行）にサービス時間を乗じて行うこととし、同補助金との整合性を確保するものとする。

コ 運行に係るドライバーについては、受託者による研修により、本市の地理の把握、接客技術、運転技術を十分に身に付けている者を派遣することとし、運行事業者として十分な教育体制を有していること。

(受託者の決定)

第 6 条 受託者の決定は、第 5 条第 3 項のク：運行経費の試算による市補助金交付予定額が最も低い者を受託者として決定し、決定の際は、市と受託者で協定を締結するものとする。

なお、応募者においては、別添の「公共交通の再編案について」をよく理解した上で参加すること。

(秘密の保持)

第 7 条 本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、本市個人情報保護条例等関係法令を遵守するものとし、データの秘密保持について万全を期すること。

(その他留意事項)

第 8 条 その他、次の各項について留意すること。

- 1 令和 7 年 11 月上旬からの運行開始にあたり、受託者においては道路運送法第 4 条(乗合)の許認可を受けるため、運輸局への申請(8~9 月を予定)を行うことを考慮し、業務を進めること。
- 2 本業務は、国庫補助金「令和 7 年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(交通空白事業)」を活用したものであることを十分留意し、適切な運行体制の整備、業務実施に努めること。
- 3 市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとし、また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができるものとする。

(疑義等)

第 9 条 この基本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施するものとする。

(次年度の本格運行について)

第 10 条

- 1 令和 8 年度本格運行における契約は別途行うこととする。
- 2 令和 7 年度プレ運行について効果検証を行い、適宜修正を加えた上で令和 8 年度の本格運行へ移行する
- 3 運輸局等への手続きについては、既存バス路線を令和 8 年 3 月までに廃止を行い、同年 4 月からの本格運行を行うことから、必要な手続きを行うこととする。
- 4 令和 7 年度プレ運行で使用した車両は、引き続き令和 8 年の本格運行の運行車両として使用できるものとする。
- 5 本格運行の準備として、停留所などの増減や、位置・ルートの変更の可能性があることを承知し、スムーズに対応できる体制を整えておくものとする。